

9月末まで

## 自動交付機・サービスコーナーでの 証明書等交付サービスが終了します。

役場に設置している自動交付機及び土・日のサービスコーナーによる証明書等交付サービスは、9月30日(日)をもって終了します。

自動交付機で使用していましたが「かわごえタウンカード（印鑑登録のカード）」は、窓口での印鑑登録証明書取得が必要となりますので、大切に保管してください。

10月1日以降の役場閉庁時の証明書等取得は、コンビニ交付サービスをご利用ください。

※利用には利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）を搭載したマイナンバーカードが必要です。

○コンビニ交付サービスで取得できる証明書等

証明書等の種類	取得できる人	交付手数料
住民票の写し（謄本・抄本） 住民票記載事項証明書	本人及び同世帯の方	200円
戸籍謄本・抄本	住所・本籍がともに川越町にある本人及び同一戸籍の方	450円
戸籍の附票の写し		
印鑑登録証明書	本人（印鑑登録している方）	200円
町・県民税所得証明書	本人（最新年度のみ）	
町・県民税（非）課税証明書 町・県民税納税証明書		

○利用時間

午前6時30分～午後11時  
※年末年始（12月29日～1月3日）及びメンテナンス日を除く。  
※9月4日(火)はメンテナンスのため終日利用できません。

※マイナンバーカードは、申請から受け取りまで2か月ほどかかります。早めの申請をお勧めします

【問い合わせ先】  
町民保険課 TEL366・7115

## ぜひ受診してください！ 後期高齢者健康診査

健康診査はもう受けられましたか？

まだ、受診していない方は、ご自身の健康管理のためにもぜひ受診してください。

**対象者** 後期高齢者医療制度に加入の方  
(8月31日までに資格取得された方)

**受診期間** 11月30日(金)まで

**持ち物** ①受診券、②保険証、③質問票

**健診料** 500円または200円  
(受診券に記載されています。)

【問い合わせ先】

三重県後期高齢者医療広域連合  
TEL059・221・6884  
町民保険課 TEL366・7115

## 川越町敬老会

長寿をお祝いする敬老会を開催します。式典とアトラクションを行いますので、お誘いあわせのうえ、ご出席ください。

**対象** 昭和23年9月17日以前にお生まれの方

**日時** 9月17日(月・祝)  
午前9時30分開会(午前9時開場)

**場所** あいあいホール

記念品はご自宅にお届けいたします。

同一世帯でも配達事情によりお届け日が前後する場合があります。

【問い合わせ先】

福祉課 TEL366・7116

## 選挙の投票立会人を募集します

川越町選挙管理委員会では、住民の皆さんに政治や選挙に関心を持っていただくと同時に、選挙をより身近なものに感じていただくため、選挙時に投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を募集します。

○資格要件 川越町の選挙人名簿に登録されている方

○立会日時・場所・報酬

種類	選挙当日	期日前投票
場所	ご自身が投票する投票所 (選挙人名簿に登録された投票所)	期日前投票所 (川越町役場)
立会日	投票日当日	期日前投票期間 (告示日翌日～投票日前日) のうち、希望する日
時間	投票時間 午前7時～午後8時 (集合) 午前6時30分 (解散) 午後8時30分頃	投票時間 午前8時30分～午後8時 (集合) 午前8時10分 (解散) 午後8時10分頃
報酬	10,700円/日 (源泉所得税を控除)	9,500円/日 (源泉所得税を控除)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

○募集期間 随時

○申込方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送のいずれかにより川越町選挙管理委員会に申し込みください。

申込書は、役場1階総合窓口と総務課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

【申し込み・問い合わせ先】

〒510-8588 川越町大字豊田一色280番地  
川越町選挙管理委員会(総務課) TEL366・7113

## いつ起こるか分からない大地震に備え、住宅の耐震化を行いましょう！ 住宅の耐震化・耐震シェルター設置に関する補助制度

町では、木造住宅の無料耐震診断を行っています。耐震診断以外にも補強設計・補強工事・除却工事等に関する補助制度があります。

また様々な理由により耐震補強ができない場合、地震による家の倒壊から命を守る空間を確保するための耐震シェルター等の設置に関する補助制度もあります。

### ■木造住宅耐震補強設計に関する補助

対象	・耐震診断において評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、評点を1.0以上にする補強設計
補助金の額	・設計費用の3分の2の額と16万円を比較して、いずれか少ない額

### ■木造住宅耐震補強工事に関する補助

対象	・耐震診断において評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、評点を1.0以上とする工事で、補強設計を反映したもの
補助金の額	下記の合算額 ・1棟当たりの耐震補強工事に要する経費の3分の2の額+15万円と75万円を比較して、いずれか少ない額 ・耐震補強工事に係る費用の11.5%（上限41.1万円） ※耐震補強工事とあわせて行うリフォーム工事については、リフォーム工事の3分の1の額と20万円を比較して、いずれか少ない額

### ■木造住宅除却工事に関する補助

対象	・耐震診断において評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について行う除却工事
補助金の額	・1棟当たりの除却工事に要する経費の3分の2の額と30万円を比較して、いずれか少ない額

### ■耐震シェルター設置に関する補助

対象	・耐震診断において評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について行う耐震シェルターの設置工事
補助金の額	耐震シェルター ・設置費用の3分の2の額と25万円を比較して、いずれか少ない額 三重県型シェルター ・設置費用の3分の2の額と40万円を比較して、いずれか少ない額

### 旧基準木造住宅とは

- ・昭和56年5月31日以前に完成(着工を含む)した在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法の住宅
- ・延べ面積の過半の部分が、住宅の用に供されているもの

### ■注意事項

○耐震診断において評点が0.7未満と判定された旧基準木造住宅について、0.7以上となるように簡易補強する工事についても、補助制度があります。

○補強設計・補強工事(簡易耐震補強工事を含む)の補助事業は、平成31年2月末までに事業を完了する必要があります。

○耐震改修を行った場合に固定資産税(家屋)を減免する制度があります。

○事後申請は受付できません。各補助金を申請される際は事前に必ずお問い合わせください。

【問い合わせ先】 耐震診断・耐震補強について 産業建設課 TEL366・7120  
耐震シェルターについて 総務課 TEL366・7113

### 家具の転倒防止

～できることからはじめよう～

過去の地震で、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしています。大地震の時には、「家具は必ず倒れるもの」と考えて、対策をしましょう。

寝室や子ども部屋にはできるだけ家具を置かない、背の低い家具にするなど、転倒・落下防止策をとりましょう。また、倒れた家具が出入口をふさがないように、家具の向きや配置を工夫しましょう。

なお、高齢の方や障害のある方などの世帯などに、無料で家具固定を行っています。

【問い合わせ先】

総務課 TEL366・7113

